# さらなる取引適正化に向けた法律上の留意点

#### 取引適正化のために遵守すべき法令

- サプライチェーン全体で適正取引を促進するため、まずは、最も重要な法令である「優越的地位の濫用」の禁止(独占禁止法)と「下請法」 を遵守する必要があります。
- その上で、パートナーシップ構築宣言で遵守を宣言する「下請中小企業振興法に基づく振興基準」についても、真摯な取組みが必要です。



### 遵守すべき法令をめぐる近時の動向

- 近時、公取委等の監督官庁において、取引の適正化に向けた 取締りが活発化しています。
- 公取委は、コストが上昇している昨今の状況に照らし、次々と、 コスト上昇分の価格転嫁円滑化に向けた対策をとっており、近 時の最重要課題となっています。

自動車産業では、優越的地位の濫用(独占禁止法)・下請法いずれについても「下請代金の減額」「買いたたき」「不当な経済上の利益の提供要請」 が特に重要です。これらの3つの行為に該当しないよう、下請法適用対象取引か否かに関わらず、次の3つのポイントにご留意ください。

# 1. 代金を後から減額しない

- 下請法適用対象の取引において、発注時に決定した下請代金を後から減額することは、下請事業者との書面による合意があったとしても、形式的判断により違法とされ、社名が公表される場合があります。
- 下請法適用対象外の取引においても、事後的な代金の減額は、原則として優越的地位の濫用(独占禁止法)に当たるため、注意が必要です。
- 特に、次の典型的な違反パターンに留意が 必要です。
- ① 発注金額から「割戻金」その他何らかの名目で金銭を差し引く行為
- ② 原価低減後の新単価を遡及的に適用する 行為

## 2. 協議・合意した適正な金額で発注する

- 買いたたきは、下請法違反であるとともに、優越的地位の濫用(独占禁止法)でもあります。
- 買いたたきにならないようにするためには、①十分な協議に基づき合意した、② 適正な金額で発注することが重要です。
- ・ ①の協議を行うにあたっては、協議の経 過を記録化しておくことも重要です。
- 労務費等のコストが上昇している昨今の 状況に照らし、サプライヤーから値上げ の申入れがない場合であっても、発注者 の側からサプライヤーに働きかけ、明示 的にコスト上昇分の転嫁に関する協議の 場を設けることが求められています。

## 3. 経済上の利益を無償提供させない

- ・ 不当な経済上の利益の提供要請は、下請 法違反であるとともに、優越的地位の濫用 (独占禁止法)でもあります。
- 例えば、手数料等の名目で、提供させる金 銭の算出根拠及び使途が明確でない金銭 を提供させるようなことは、避ける必要があります。
- ・ 近時、量産期間終了後にサプライヤーに型を無償で保管させているケースが大きく問題視されており、公取委による勧告・社名公表事例が増えています。下請中小企業振興法に基づく振興基準や経産省「型取引の適正化推進協議会報告書」に従い、型管理の適正化を進めることが必要です。

★上記3つの留意点を踏まえ、サプライチェーン全体でパートナーシップを構築し、さらなる適正取引を促進することが、競争力強化につながります。